

県立学校における対応について（令和3年8月6日現在）

令和3年8月6日、「ふじのくにシステム」に基づく警戒レベルが5から6に引き上げられました。

一日でも早く通常の学校生活を取り戻すことができるよう、健康観察や感染リスクの高い活動の回避といった基本的な対策をこれまで以上に徹底するようお願いします。

1 教育活動における制限等

区 分	警戒レベル5 7月29日～	警戒レベル6 8月6日～
新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準(※)	地域の感染レベル2	地域の感染レベル3
修学旅行等宿泊を伴う学校行事	①高等学校の場合 感染予防を徹底した上で、感染が拡大していない地域を訪問先として実施できることとする。	①高等学校の場合 <u>修学旅行は中止又は延期（代替行事への変更を含む）とする。</u>
	②特別支援学校の場合 訪問先が県外の場合、修学旅行は中止又は延期（代替行事への変更を含む）とする。 訪問先が県内の場合は、日帰り、泊を伴うものも含め、感染予防対策を徹底した上で実施可能とする。	②特別支援学校の場合 <u>修学旅行は中止又は延期（代替行事への変更を含む）とする。</u>
文化祭、体育祭、音楽発表会及び球技大会等	①校内で児童生徒及び教職員のみで実施する場合 「学校の新しい生活様式」に基づき「3つの密」が同時に重なる場を避けるほか、できる限りそれぞれの密を避ける活動に心掛けるとともに、身体的距離を確保し、基本的な感染症対策を取った上で実施する。	①校内で児童生徒及び教職員のみで実施する場合 <u>「学校の新しい生活様式」に基づき「3つの密」を（3つすべて）避けることができる場合のみ、基本的な感染症対策をおこなった上で実施可能とする。</u>
	②校外で児童生徒及び教職員のみで実施する場合 ③校内外で児童生徒及び教職員に加えて、保護者や地域住民等が参加する場合 「学校の新しい生活様式」に基づき「3つの密」が同時に重なる場を避けるほか、できる限りそれぞれの密を避ける活動に心掛けるとともに、身体的距離を確保し、基本的な感染症対策を取るとともに、「県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針」に基づき実施する。	②校外で児童生徒及び教職員のみで実施する場合 ③校内外で児童生徒及び教職員に加えて、保護者や地域住民等が参加する場合 <u>「学校の新しい生活様式」に基づき「3つの密」を（3つすべて）避けることができる場合のみ、基本的な感染症対策をおこなった上で実施可能とする。</u>

区 分	警戒レベル5 7月29日～	警戒レベル6 8月6日～
部 活 動	原則、自校での活動のみとし、他校との練習試合等や合宿は中止とする。	原則、自校での活動のみとし、他校との練習試合等や合宿は中止とする。 <u>活動内容については、個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定する。</u>

2 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、

- ・ 換気の悪い密閉空間
- ・ 多数が集まる密集場所
- ・ 間近で会話や発声する密接場面

という3つの条件が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。できる限りそれぞれの密を避けながら、教育活動を継続してまいります。

そのため、これまで以上に常時換気またはこまめな換気を徹底する、児童生徒の身体的距離を確保して座席を配置するほか、分散登校や時差登校の導入等も夏季休業明けに備えて検討します。

(参考資料)

県立学校における「学校の新しい生活様式」(令和3年5月11日付け通知)及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づく、教育活動を徹底します。

衛生管理マニュアル(2021.4.28 Ver6)は以下のURL参照
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html